別紙

(仮称)福島飯舘風力発電事業環境影響評価方法書 に対する福島県知事の意見について

本事業は、飯舘村南部の約 2,879ha を対象事業として、ローター直径最大 158m、全高最大 180m の風力発電機を最大 28 基設置し、出力が最大で 126,000kW の風力発電所を整備する計画であり、対象事業実施区域の北部には水源かん養保安林、南部には帰還困難区域及び特定復興再生拠点区域が含まれている。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1)資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」(2023年4月改訂)等を踏まえ、 自治体及び対象事業実施区域周辺の住民等に対し、事業による環境への影響につい て十分かつ丁寧な説明に努めること。

また、生活環境及び自然環境への影響が懸念される事項を十分に精査し、関係自 治体及び地域住民の意見や専門家等の助言を踏まえ、適切かつ慎重に環境影響評価 を実施するとともに、その評価結果を踏まえた適切な事業計画となるよう検討する こと。

(2) 当事業周辺で計画されている他の風力発電事業等について、公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置計画等について検討し、必要に応じ事業計画の見直しを行うこと。

また、周辺事業の計画が確定していない時点でも公開情報を元に影響区域を選定し、影響が及ぶ可能性が高い区域を除外する、調査地点を追加する等の措置を講じること。

(3)対象事業実施区域内には住居が多数存在しており、一部では、住居近傍に風力発電機を設置する事業計画となっている。同区域については、帰還困難区域や特定復興再生拠点区域が含まれていることも踏まえ、関係自治体等への説明を行い、理解を得るとともに、地域住民と十分に協議し、住民の居住状況及び帰還の意向などを踏まえた適切な風力発電機の配置等の事業計画となるよう検討すること。また、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)においては、その検討結果と理由を含めて示すこと。

なお、住民との協議に当たっては、具体的な騒音値の予測及び景観の予測図等を示し、環境影響について説明すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

ア 風力発電機の設置予定範囲から1km 未満の距離に住居が多数存在することから、風車の稼働に伴う騒音による影響が懸念される。

発電所アセス省令※で環境影響が及ぶ範囲を1kmとされていることを踏まえ、環境影響調査結果に加え、住民が居住する可能性が高い住宅及び地域(復興再生拠点区域等)から、十分な離隔距離を確保して風力発電機配置等を検討すること。 ※ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調

- ※ 発電所の設直又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定业のに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令
- イ 対象事業実施区域周辺で、大規模な風力発電所の設置が計画されており、風力 発電所の中間に位置する住宅では、累積的な騒音及び超低周波音の影響が懸念さ れることから、累積影響調査実施を検討すること。

(2)水環境について

- ア 対象事業実施区域北部には水源かん養保安林の指定を受けた森林が含まれる ことから、当該保安林が持つ水源のかん養機能、土砂流出防止機能等に影響が及 ばないよう、事業実施に係る森林の転用面積は必要最小限とすること。
- イ 流域の水質汚濁防止のために沈砂池の適正な構造・設計と適正な維持管理を行 うようにすること。
- ウ 環境影響調査に当たっては、周辺の河川及び沢等の利用状況について確認し、 準備書で示される事業計画は、利用のある河川及び沢に工事及び事業の影響が及 ばないよう検討したものとすること。

(3) 風車の影について

ア 風力発電機の設置予定範囲までの距離が lkm 未満の住居が存在し、シャドーフリッカー(風力発電機ブレードの影が回転し明滅する現象)による影響が懸念されることから、十分な離隔距離を確保すること。

発電所アセス省令で環境影響が及ぶ範囲を 1km とされていることを踏まえ、環境影響調査結果に加え、住民が居住する可能性が高い住宅及び地域(特定復興再生拠点区域等)から、十分な離隔距離を確保して風力発電機配置等を検討すること。

イ 対象事業実施区域周辺で、大規模な風力発電所の設置が計画されており、風力 発電所の中間に位置する住宅では、累積的な風車の影の影響が懸念されること から、周辺事業について影響が予想される区域を検討すること。

(4) 放射線の量について

ア 事業計画及び放射能濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物及び土壌(沈砂池の浚 渫に伴う土壌を含む)が発生した場合の処理方法等について、関係法令を所管す る機関等と協議すること。

また、関係機関との協議結果について準備書に具体的に記載すること。

- イ 事業に伴い、工事中及び供用中に強い降雨等により、放射線量の高い土壌等が 流出しないような措置を検討し、準備書に記載すること。
- ウ 対象事業実施区域には帰還困難区域等が含まれ、一部区域では造成等が行われるため、降雨等により放射能濃度の高い微粒子を含む土砂が沈砂池に流入することが予想されることから、沈砂池の設計は当該土砂を分離し、分離した微粒子等の流出を防止する設計とすること。また、その設計について準備書に記載すること。
- エ 環境影響調査項目の「放射線の量」のうち、粉じん等の発生に伴うものについて、土地造成等の施工等による一時的な影響も調査対象とすること。
- カ 対象事業実施区域の風力発電機設置区域及び造成される通用路等において、放射線量(空間線量及び土壌中の放射能濃度等)の環境影響調査を行い、準備書に記載すること。

3 その他の事項

搬入路の整備においても、環境影響を回避又は十分に低減するための検討を行い、 事業計画に反映すること。また、本事業に伴う搬入路整備が不法投棄や不法な盛土等 につながらないよう検討した結果を準備書に記載すること。

